

## 大阪市コンテナ物流滞留対策事業 (CONPAS 導入) 補助金 Q&A

### 【共通】

- 質問 1 : CONPAS とは何か
- 質問 2 : CONPAS は大阪港でいつ運用開始されたのか
- 質問 3 : 当補助金は来年度以降も実施されるのか
- 質問 4 : CONPAS の利用申請は必要か
- 質問 5 : CONPAS の利用料は発生するのか
- 質問 6 : 応募時の添付書類のうち「収支予算書」とは何か
- 質問 7 : 応募時の添付書類のうち「その他特別の事情により市長が必要と判断する書類とは」何か

### 【海運貨物取扱業者、貨物自動車運送事業者】

- 質問 8 : 大阪港夢洲地区も神戸港も利用している。神戸港で実施している「神戸港におけるコンテナ物流滞留対策事業 (CONPAS 導入) 補助金」にも応募することは可能か
- 質問 9 : 大阪港夢洲地区も神戸港も利用している場合、どちらかの補助を受けて CONPAS と自社システムを接続すれば、両港で CONPAS を利用できるか。
- 質問 10 : 大阪と神戸に事業所があり、どちらも大阪港夢洲地区及び神戸港を利用している。各事業所で異なるシステムを利用しており、改修内容も異なる。2 事業所とも応募の対象となるか。

**【共通】**

質問 1 : CONPAS とは何か。

回答 1 : CONPAS (Container Fast Pass) は、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ輸送の効率化及び生産性の向上を目的に、国土交通省が開発した新・港湾情報システムです。

なお、阪神港では、GPS 付き専用携帯端末を活用し、ターミナルオペレーター、海上コンテナ輸送事業者、海貨事業者等の関係者間における各種情報の連携・共有やドライバーへの配車指示を行う取り組みを進めております。

詳細は別添「CONPAS について（参考資料）」をご覧ください。

質問 2 : CONPAS は大阪港でいつ運用開始されたのか。

回答 2 : 大阪港では、夢洲コンテナターミナル (DICT) において、令和 6 年 3 月 29 日より運用を開始しました。その他のターミナルについては、今後、導入に向けた検討を進めていきます。なお、神戸港 (PC-18) では、令和 6 年 9 月 27 日に運用を開始しました。

質問 3 : 当補助事業は、来年度以降も実施されるのか。

回答 3 : 現時点では未定です。

質問 4 : CONPAS の利用申請は必要か。

回答 4 : 補助金の申請時に CONPAS の利用申請は不要です。CONPAS の利用申請については、阪神国際港湾株式会社ホームページ ([https://hanshinport.co.jp/wp/wp-content/uploads/20240213\\_CONPAS-SummaryApplicationUse.pdf](https://hanshinport.co.jp/wp/wp-content/uploads/20240213_CONPAS-SummaryApplicationUse.pdf)) 及び CyberPort・CONPAS ポータルサイト (<https://www.cyber-port.net/>) をご確認ください。

質問 5 : CONPAS の利用料は発生するのか。

回答 5 : 令和 7 年度は、CONPAS 利用料の徴収は行っておりません。令和 8 年度以降の利用料については、国土交通省港湾局で検討中と伺っています。

質問 6 : 応募時の添付書類の「収支予算書」とは何か。

回答 6 : 本事業について、収入（自己資金、補助金、その他）及び支出（項目、単価、数量、金額等）を記載ください。

質問 7 : 応募時の添付書類の「その他特別の事情により市長が必要と判断する書類」とは何か。

回答 7 : 大阪海運貨物取扱業会に所属している海運貨物取扱業者、大阪府トラック協会海上コンテナ部会あるいは阪神港海上コンテナ協会に所属している貨物自動車運送事業者は提出不要です。  
提出が必要となるのは以下のケースです。

**【大阪海運貨物取扱業会に所属していないが、夢洲地区のコンテナターミナルを利用している海運貨物取扱業者の場合】**

以下のア及びイの書類を提出してください。

ア) 港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海運貨物取扱業者として国土交通大臣に許可された者であることを証明する書類の写し。

イ) 大阪港夢洲地区のターミナルを利用していることを証明する書類として、以下①または②の書類の写し。

① 夢洲地区のコンテナターミナルが発行した EIR (OUT) の写し

② 自社が貨物自動車運送事業者へ夢洲地区のコンテナターミナルへの貨物搬出入依頼を行った書類の写し (貨物自動車運送事業者がその依頼を受けたことがわかるもの。例えば、貨物自動車運送事業者の受領印がある等)

※①または②の書類が準備できない場合は、事前に問合せ先にご相談ください。(大阪港湾局計画整備部振興課 (TEL : 06-6615-7767))

**【大阪海貨取扱業会に所属しておらず、今後夢洲地区のコンテナターミナルを利用する予定がある海運貨物取扱業者の場合】**

以下のア及びイの書類を提出してください。

ア) 港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海運貨物取扱業者として国土交通大臣に許可された者であることを証明する書類の写し。

イ) 今後夢洲地区のコンテナターミナルを利用する計画があることを記載した書類。

【大阪府トラック協会海上コンテナ部会あるいは阪神港海上コンテナ協会に所属していないが、夢洲地区のコンテナターミナルを利用している貨物自動車運送事業者の場合】

以下のア及びイの書類を提出してください。

ア) 貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業者として、国土交通大臣に許可された者であることを証明する書類の写し。

イ) 大阪港夢洲地区のターミナルを利用していることを証明する書類として、以下①または②の書類の写し。

① 夢洲地区のコンテナターミナルが発行した EIR (OUT) の写し

② 海運貨物取扱業者が行った夢洲地区のコンテナターミナルへの貨物搬出入依頼を受けたことがわかる書類の写し (例えば、自社の受領印がある等)

※①または②の書類が準備できない場合は、事前に問合せ先にご相談ください。(大阪港湾局計画整備部振興課 (TEL : 06-6615-7767))

【大阪府トラック協会海上コンテナ部会あるいは阪神港海上コンテナ協会に所属しておらず、今後夢洲地区のコンテナターミナルを利用する予定がある貨物自動車運送事業者の場合】

以下のア及びイの書類を提出してください。

ア) 貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業者として、国土交通大臣に許可された者であることを証明する書類の写し。

イ) 今後夢洲地区のコンテナターミナルを利用する計画があることを記載した書類。

【海運貨物取扱業者、貨物自動車運送事業者】

質問 8 : 大阪港夢洲地区も神戸港も利用している。神戸港で実施している「神戸港におけるコンテナ物流滞留対策事業 (CONPAS 導入) 補助金」にも応募することは可能か。

回答 8 : 原則として、どちらかの補助金のみ応募可能です。本店または本社所在地、事業所所在地を目安に大阪または神戸の補助金に応募してください。各事業所で異なるシステムを利用している場合については、質問 10 をご参照ください。

質問 9 : 大阪港夢洲地区も神戸港も利用している場合、どちらかの補助を受けて CONPAS と自社システムを接続すれば、両港で CONPAS を利用できるか。

回答 9 : CONPAS は両港共通のシステムのため、大阪港または神戸港どちらの補助を活用されても、両港で CONPAS の利用が可能です。

質問 10 : 大阪と神戸に事業所があり、どちらも大阪港夢洲地区及び神戸港を利用している。各事業所で異なるシステムを利用しており、改修内容も異なる。2 事業所とも応募の対象となるか。

回答 10 : 改修内容が異なるシステムを利用されている場合は、それぞれ応募の対象となります。